

第2章 計画が目指すもの

- 1 西東京市版地域共生社会とは
- 2 基本理念
- 3 基本方針
- 4 計画の体系



「いこいーな」

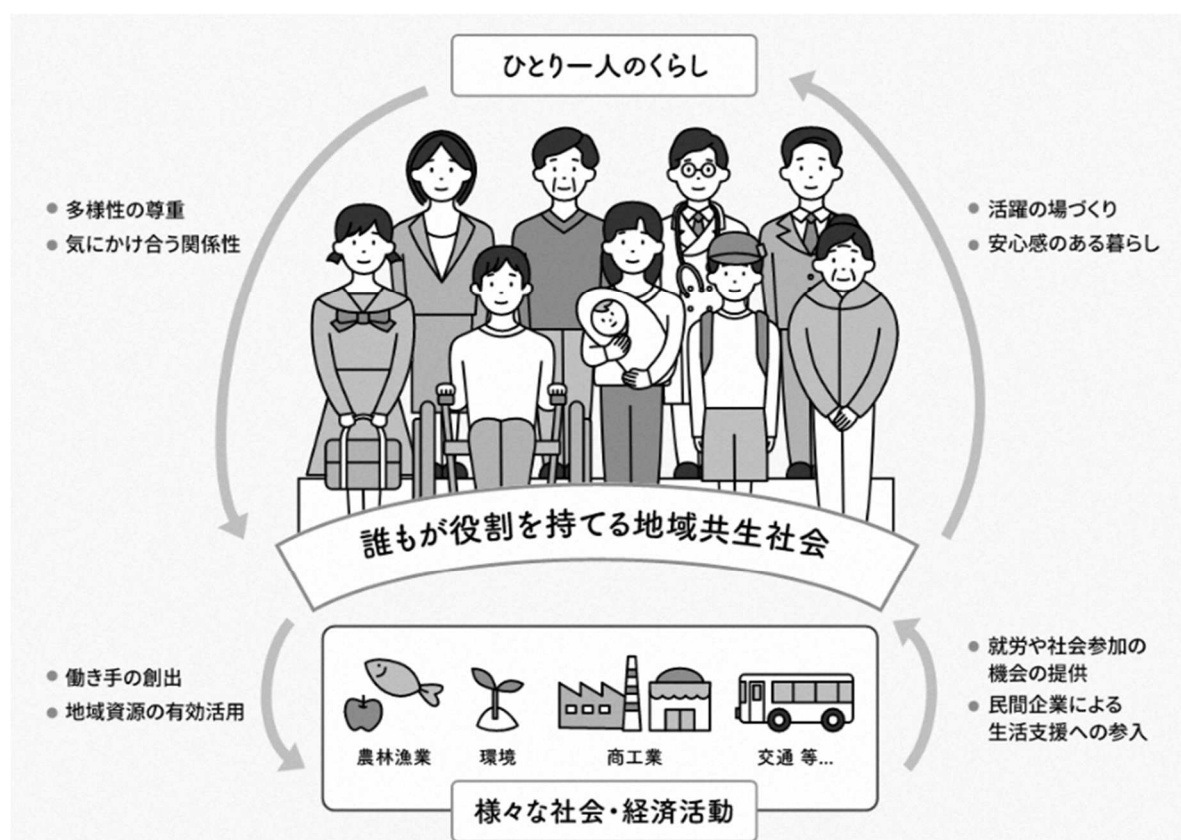
©シンエイ／西東京市

1 西東京市版地域共生社会とは

■地域共生社会とは

国が提唱する地域共生社会は、人口減少社会における地域づくりの方向性(考え方)を示したものの。

- 国が提唱する地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」です。



資料：厚生労働省HP「地域共生社会のポータルサイト」地域共生社会とは

- 地域共生社会を実現する方法は、地方自治体(市町村)に委ねられています。そのため、地方自治体(市町村)を後押しする仕組みを構築しました。『重層的支援体制整備事業』はその一つです。

■地域共生社会の実現のための社会福祉法改正(令和2年法律第52号)による所要の措置

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築の支援

⇒ 『重層的支援体制整備事業』

②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備等の推進

③医療・介護のデータ基盤整備の推進

④介護人材確保及び業務効率化の取組強化

⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

■西東京市版地域共生社会とは

西東京市版地域共生社会は、本市の抱える課題に対し、国の方向性(考え方)を踏まえつつ、本市の強みを活かした地域づくりの方向性(考え方)を示したもの。

- 西東京市版地域共生社会は、高齢化に伴う人口構造の変化、将来的な人口減少社会の到来、地域での交流やつながりの希薄化といった本市の課題に対し、国の方向性(考え方)を踏まえつつ、「市に住み・活動する全ての方が支え手側・受け手側に分かれることなく、市民主導のネットワーク活動を基盤に、互いに支え合いながら活躍できる社会」を目指すものです。
- 一人一人が地域の方々の困りごとに気付き、地域の方々や地域資源が世代や分野を越えてつながる取組をとおり、地域のみんで解決したり、適切な支援につなげる仕組みを更に進化させていきます。そして、行政を始め、あらゆる分野・機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制を推進し、市民主体の地域活動を支えていきます。

本市における運用

◎本市の3つの実践

- ①市民が互いのつながりの中で支え合ってきた地域性を活かす、市民主導の支え合い活動を基盤として推進する。
- ②これまで培ってきた市民同士の支え合うネットワークを踏まえ、重層的な体制づくりにより、誰一人取り残さない地域づくりを推進する。

主なネットワーク

地域課題の解決	ほっとするまちネットワークシステム*
日常的なつながりづくり	ふれあいのまちづくり*
対象者の支援	ささえあいネットワーク*
コミュニティ活動	地域協力ネットワーク*

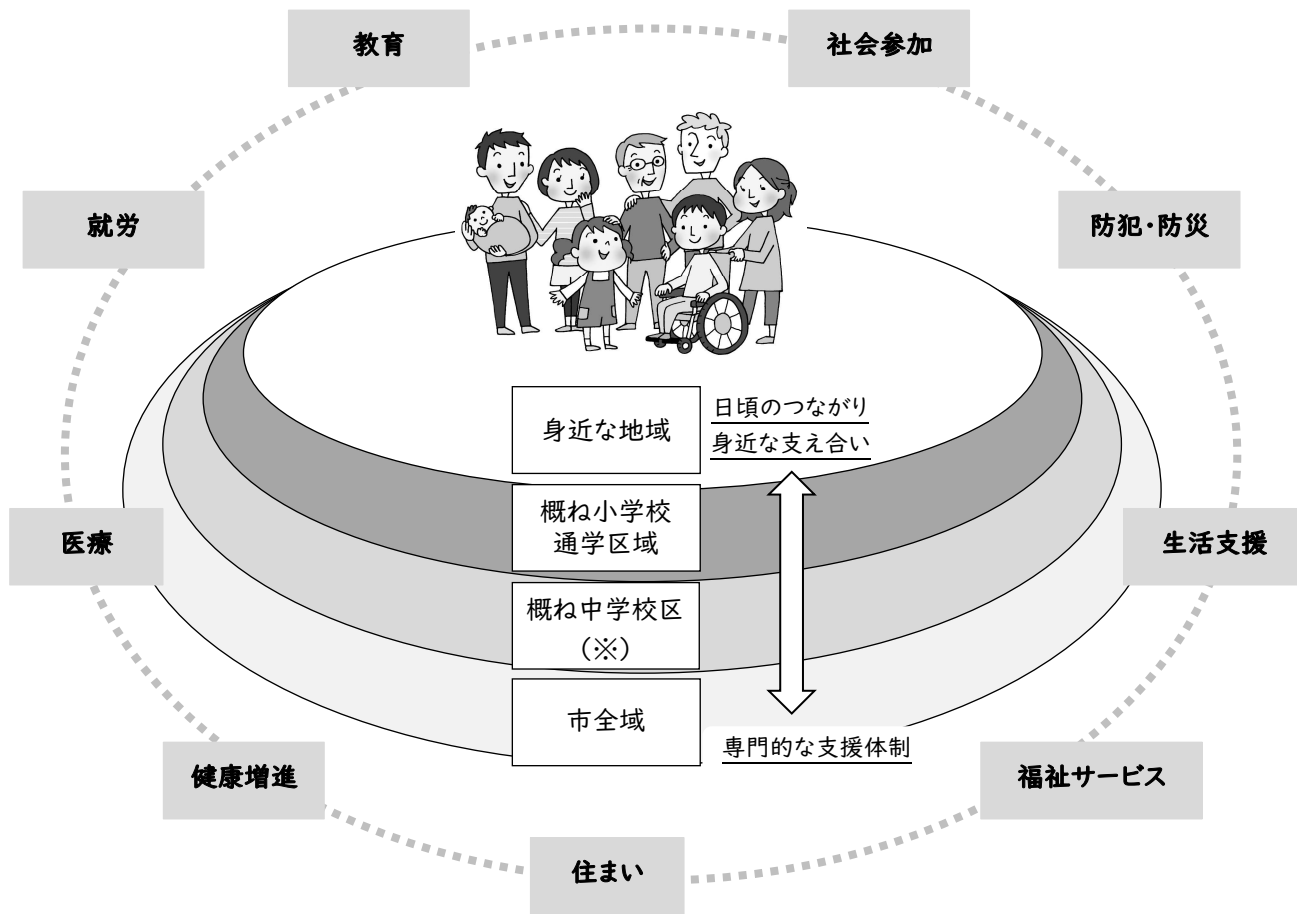
- ③地域福祉コーディネーター*を4つの圏域ごと(令和6年3月時点)に配置し、個別支援と地域支援の両方を推進する。

◎今後の展開

- ①誰もが自分らしく生きるための支援を重層的に展開するため、「身近な地域」、「概ね小学校通学区域」、「概ね中学校区」、「市全域」の4つの階層を位置付ける。
- ②「身近な地域」で日頃のつながりや活動をとおり、隣近所で相談ができる体制を構築する。そこでの解決が難しい場合は、「身近な地域」を越えて、「概ね小学校通学区域」において、連携・協力した活動を行う。更に難しい課題については、総合計画で示す「中学校区」での身近な窓口相談や地域における様々な資源等が互いに連携・協力して、課題の解決や改善を図る。なお、複数の地域で同様の課題が見られる場合や、より多くの分野の関わりが必要な場合等は、全市的に対応する。
- ③このように、4つの階層で機能分担と活動・資源の連携を図ることによって、様々な資源を活かし合い、互いに支え合いながら活躍できる社会(西東京市版地域共生社会)の推進を目指す。
- ④「中学校区」は、歩いて行ける距離を考慮した中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲とされており、中学校区の展開に合わせて、これまで4つの圏域において推進してきた地域福祉コーディネーター*についても検討していく。

■西東京市版地域共生社会の将来イメージ

4つの階層において、互いに支え合いながら活躍できる地域づくりを重層的に展開する



範囲	主な役割（市民・市（行政）・関係機関等がともに取り組む）
身近な地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的なつながり、支え合う活動の実施（近所付き合い、自治会・町内会活動等）
概ね小学校通学区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・団体活動を中心に、困りごとを早期発見するための活動を展開 ・ 自治会・町内会等が連携・協力した活動展開
概ね中学校区（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談機能、居場所等拠点機能の設置 ・ 地域性を活かした工夫（人材や既存施設の有効利用等） ・ 各小学校区の地域活動、地区活動が連携・協力した活動展開 ・ 地域福祉コーディネーター*や地域協力ネットワーク*等が連携した活動展開
市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全般的な施策の実施（普及啓発、福祉教育、情報発信、新規事業立案、条例制定等） ・ 多分野・多機関・広域的なネットワークの構築・強化 ・ 専門職の確保・育成

※ 歩いて行ける距離を考慮した中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲。なお、令和6年3月時点では、4圏域。今後、概ね中学校区での展開を検討。

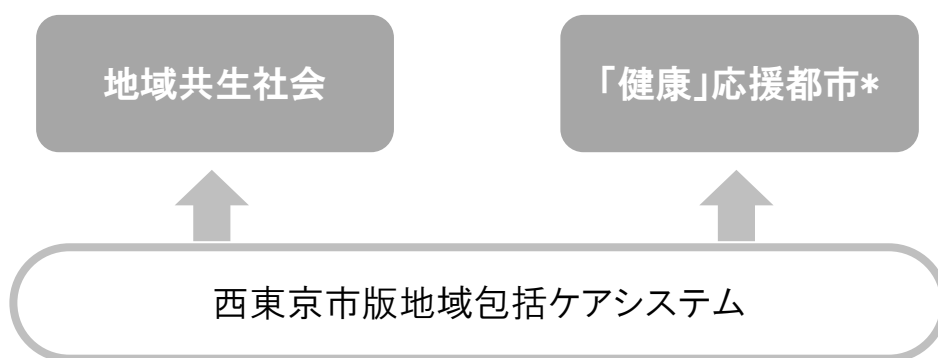


コラム 市内の主なネットワークの紹介

名称等	主な活動者	活動内容・目的
ほっとするまちネットワークシステム*	地域福祉コーディネーター*	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとに配置（ほっとネットステーション） ・相談の内容や対象者を限定せず、市民の困りごとを受け止め、ほっとネット推進員*等、新しい地域福祉の担い手の育成をし、地域住民と共に解決する調整役
	ほっとネット推進員*	<ul style="list-style-type: none"> ・市に登録したボランティア ・地域課題等の情報を地域福祉コーディネーター*に寄せるとともに、解決に向けて協力
ささえあいネットワーク*	ささえあい協力員	<ul style="list-style-type: none"> ・市に登録したボランティア ・日常生活における高齢者の見守り、声かけ等を実施
	ささえあい協力団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市に登録し高齢者の見守り協定を結んだ事業所・団体等 ・業務中等における高齢者の見守り、声かけ等を実施
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター*	<ul style="list-style-type: none"> ・1層（市全域）と2層（日常生活圏域*）に配置（西東京市地域サポート「りんく」） ・高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を行う（地域資源の把握、ネットワーク化、資源開発等）
地域協力ネットワーク*	地域住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する住民、自治会・町内会、市民活動団体、企業、公的機関 ・圏域ごとに地域で顔の見える連携づくり、地域課題の解決を目指す活動
ふれあいのまちづくり*	地域住民 ふれまち住民懇談会 世話人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の協力者 ・旧小学校区 20 地区を中心に住民懇談会等、地域に即した活動
社会福祉法人連絡会 （事業者ネットワーク）	社会福祉法人*（市内）	<ul style="list-style-type: none"> ・各法人の専門性を活かし、法人同士が連携して、地域住民と共に地域づくりを実践 ・フードドライブ、地域の福祉相談窓口を実施

■西東京市における地域共生社会の位置付け

- 総合計画では、健康・福祉分野の取組として、地域共生社会と「健康」応援都市*の実現を掲げています。
- これまでは、地域共生社会や「健康」応援都市*を実現するための「仕組み」や「プラットフォーム」と位置付けて、西東京市版地域包括ケアシステムを構築し、いわゆる「団塊の世代」（昭和22～24年生まれ）の方が75歳以上（後期高齢者）となる「2025年問題*」に向けた課題に対応する地域づくりを推進してきました。
- 今後は、全市的に分野を越えた全世代型の地域包括ケアの仕組みを展開し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりの実現を目指します。



(参考) 西東京市における地域福祉に係る主な歩み

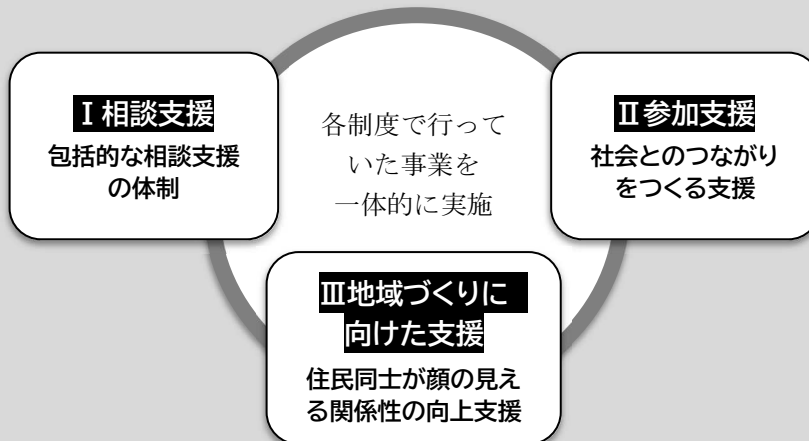
年度	主な出来事
平成22年度	ほっとするまちネットワークシステム*の始動（地域福祉コーディネーター*の配置等）
平成24年度	地域福祉コーディネーター*を2名に増員
平成25年度	地域福祉コーディネーター*を4名に増員
平成27年度	地域包括ケアをテーマとしたシンポジウム等の実施開始
平成30年度	第4期地域福祉計画を策定、西東京市版地域共生社会の実現を目指す
	地域共生社会の実現をテーマとした、ともに生きる！まちづくりフェスの実施開始
令和2年度	福祉丸ごと相談窓口を開設
	地域福祉コーディネーター*を8名に増員
令和3年度	重層的支援体制整備事業の試行実施開始
令和4年度	重層的支援体制整備事業の本実施開始

(参考) 西東京市版地域共生社会と重層的支援体制整備事業の関係

- 令和2年6月公布の社会福祉法改正で新たに創設された、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する重層的支援体制整備事業を活用するとともに、既存の制度も活用した更なる連携強化を図りながら、市民主導と複数のネットワークを基軸とする取組をより一層発展させ、西東京市版地域共生社会の推進を目指します。

<国>重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制＝属性・世代を問わない相談・参加・地域づくりの実施体制



区分	法律の規定	具体的な取組
I 相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない方に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
	多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る
II 参加支援	参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

I～IIIを通じ、継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施

<西東京市>重層的支援体制整備事業の対象事業と所管部署

- ①相談を包括的に受ける各種窓口と窓口間の連携の強化
- ②地域福祉コーディネーター*を中心に、多機関協働の体制づくり、制度の狭間*等のニーズに対応する支援や社会とのつながりづくりを実施
- ③社会からの孤立を防ぎ、地域で多世代の交流や活動の場を住民主体で実施

3つの仕組みの一体的な運用を行い、支援を必要とする全ての市民を支える重層的支援体制の充実を推進しています。

区分	対象事業名（本市の事業名）		本市の所管部署
Ⅰ 相談 支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター*の運営 （地域包括支援センター*）	高齢者支援課
		相談支援事業 （基幹相談支援センター*）	障害福祉課
		利用者支援事業 （子育て世代包括支援センター） （地域子育て支援推進員）	健康課
			幼児教育・保育課
		自立相談支援事業 （生活サポート相談窓口*）	地域共生課
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （地域福祉コーディネーター*）	地域共生課
		多機関協働事業 （地域福祉コーディネーター*）	地域共生課
Ⅱ 参加 支援	参加支援事業 （地域福祉コーディネーター*）	地域共生課	
Ⅲ 地域 づくりに 向けた 支援	地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業 （住民主体の通いの場の支援等）	高齢者支援課
		生活支援体制整備事業 （地域サポートリンク）	高齢者支援課
		地域活動支援センター機能強化事業 （地域活動支援センター）	障害福祉課
		地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター*） （子育てひろば）	幼児教育・保育課
			子ども家庭支援センター
		地域における生活困窮者支援等のための 地域づくり事業 （地域福祉コーディネーター*）	地域共生課

(参考) 福祉丸ごと相談窓口 (市独自の取組)

- 市民がどこの窓口で相談すれば良いのか分からずに困らないよう、第4期計画の重点的な取組の一つに「相談体制づくり」を位置付けており、令和2年度に、困ったときに誰もが気軽に相談できる福祉丸ごと相談窓口を市独自で設置しました(西東京市役所田無庁舎内)。



福祉丸ごと相談窓口

ってどんなところ？

福祉に係る相談を「丸ごと」受け付け、相談者が抱える様々な課題の解決に向けて各専門機関と連携し相談支援を行います。

「福祉丸ごと相談窓口」は、以下の3つの機能で構成されています。



「いこいな」

©シンエイ/西東京市

ほっとネットステーション

どこに相談したら良いか分からない困りごとを受け止め、ともに考えます。様々な支援や地域の力をつなげて、困りごとの解決を目指します。

生活サポート相談窓口*

お金、住まい、仕事等、生活の中での困りごとの相談を受け付けています。

地域共生課相談窓口係

生活困窮者自立支援事業

住居確保給付金事業

ひきこもり・ニート対策事業

就労準備支援事業

入院助産に関する相談受付

2 基本理念

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

～ともに生き みらいにつなぐ まちづくり～

- 総合計画の基本理念は、「ともにみらいにつなぐ やさしきといこいの西東京」であり、「みらいにつなぐ」という言葉が新たに加われました。この言葉は、これまで守り育ててきた本市の良さを次世代に残していくことに加え、様々な主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。
- 一方、地域福祉計画では、第1期・第2期計画において、地域福祉の普及・推進に努め、第2期計画では、「ほっとするまちネットワークシステム*」という新たな仕組みを導入しました。第3期・第4期計画では「ほっとするまちネットワークシステム*」を更に発展させ、地域ので地域課題を解決する仕組みづくりに取り組んできました。これからも、これまで築いてきた取組の継承は必須であり、また、次世代の担い手を確保することは喫緊の課題であるといえます。
- とともに次世代につなげていくという方向性は一致していることから、本計画では、第4期計画の基本理念「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京 ～ともに生きる！まちづくり～」を引き継ぐとともに、地域のあらゆる主体が活かしあい、地域共生社会を未来に向かって推進するという意味を込め、副題に「みらいにつなぐ」を追加しました。

3 基本方針

基本方針1 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

地域の中で起きている課題について、主体的に考えられるよう、福祉教育・啓発を充実させ、市民一人一人の活動への参画を促進します。さらに、ボランティアやNPO*、社会福祉法人*等の活動支援や、それらの団体や関係機関、各種ネットワークを広く連携させ、市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します。

基本方針2 適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実させます

地域で孤立している方や必要な支援に結びついていない方を把握し、適切な支援へと結び付けていくとともに、ひきこもり*、ヤングケアラー*、8050問題*、虐待、自殺、生活困窮等、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組み、適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実させます。

基本方針3 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを推進します

身近な地域における防災・防犯の取組を充実するとともに、施設や道路等を誰もが利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき、整備を推進するほか、移動手段の確保や就労支援等、地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを推進します。

4 計画の体系

